諸外国における個別法での統計への活用に関する規定の例

	アメリカ	イギリス	オーストラリア	日 本
法律	アメリカ合衆国法典 第26巻(内国歳入コード) Subtitle F (手 続き及び管理) CHAPTER 61 (情報及び申告 書) Subchapter B (その他条項) 6103 節 申 告書及び申告情報の秘密保護及び開示	付加価値税法(1994 年 c. 23) 第 91 節	所得税賦課法 (2005 年改正)	国民年金法
規定	(j) 統計的使用 (1) 商務省 商務長官からの書面による請求により、 内国歳入庁長官は、センサス及び国民経済計算の実施並びに法律に基づく関連する統計活動の実施を目的のため、最小限の範囲で、内国歳入庁長官が規則(regulation)により事前に様式を指定した、(A) 申告書又はその内容を反映した情報(以下同様に)をセンサス局の職員に、(B) 企業からの申告内容の情報を経済分析局の職員に、提供を行うものとする。 (2) 連邦取引委員会議長からの書面による請求により、内国歳入庁長官は、第1章で課せられた税金のうち、法的に認められた経済調査の目的のため、最小限の範囲で、内国歳入庁長官が規則(regulation)により事前に様式を指定した申告書の情報を、委員会経済局金融統計課の職員に提供を行うものとする。	第91節 統計目的のための情報の開示 (1) 貿易産業省又は国家統計局が、 central business register を編集又は維持する目的、又は、貿易産業省又は国家統計局により実施する又は実施される予定の統計調査の目的、のために、Commissioners または Commissioners から権限を委託された職員は、貿易産業省又は中央統計局の権限が付与された職員に、この法律の実施において得られた又は記録された次の内容を、開示することができる。 (a) この法律において、法人の登録のために Commissioners により割り当てられた番号、及びグループのメンバーとしての参考番号 (b) 登録された、法人又はグループ・メンバーの名称、取引形態、住所、及び、活動の状況及び取引分類、及び (c) 販売・出荷額等(供給の価額)の実額又は推定額	Part II 管理 第16節 秘密を保護する担当官 (4) この節において、委員長 (Commissioner)、副委員長(Second Commissioner)、委員長代理(Deputy Commissioner)、もしくはこれらの者から権 限を委任された者が、次の者に情報を提供 することを禁止すると見なされるものは何 もない。 (略) (ga) センサス及び統計法(1905年)の目的 のために豪州統計局長に、 (i) 雇用主(person who is an employer) に関する次の情報(雇用主が、同時に、事 業者(business person)か否かに係わら ず) (A) その者の名称(氏名)、所在地・住所 (B) その者の産業活動、取引、ビジネス、 職業、サービス、専門又は職業などに関する名称と内容 (C) 男女別従業員数	第108条の3 (統計調査) 社会保険庁長官は、第1条の目的を達成するため、被保険者若しくは被保険者であった者又は受給権者に係る保険料の納付に関する実態その他の厚生労働省令で定める事項に関し必要な統計調査を行うものとする。 2 社会保険庁長官は、前項に規定する統計調査に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な情報の提供を求めることができる。 3 前項の規定により情報の提供を求めるに当たつては、被調査者を識別することができない方法による情報の提供を求めるものとする。

(3) 財務省

申告書及び申告書の情報は、経済・財政 予測、分析、統計的研究、関連する活動を 行う業務上のため、これらの情報の検査、 開示を必要とする財務省職員の検査に明ら かにする、又は開示するものとする。これ らの検査や開示は、それらの検査や開示が 必要な特別な理由等を説明し、必要とする 財務省の部局の長の署名がある書面による 要請でのみ許可される。

(4) 匿名化された形式

この副節の下で情報を得た者は、それら の申告書又は申告書情報を、それが直接又 は間接にも、関係する特定の納税者が連想 できない又は識別できない形式を除き、何 人にも開示してはならない。

(5) 農務省

農務長官からの書面による請求により、 内国歳入庁長官は、1997年農業センサス法 案(Public Law 105 113)に従う農業センサ スの企画、準備、実施のために、それらの 申告書にアクセスする必要がある農務省職 員に対して、最小限の範囲で、内国歳入庁 長官が規則(regulation)により事前に指定 した、申告書又は申告書情報の提供を行う ものとする。

(6) 議会予算局 (略)

- (北アイルランド政庁の省庁を含む。)、 又はスコットランド政庁の職員、がこの情 報が得られた目的又は類似の目的のために│所)の情報 使用する場合を除き、産業貿易省又は国家 統計局の職員は、この節により得られたい かなる情報も、開示することはできない。
- (3) 上記第2項は、以下の項目の開示を 妨げない:
- (a) 関連した特定個人、またはその個人に より運営される事業が識別できないように 措置された、合算した形式での情報、又は
- (b) 同意がある場合における、その個人又 はその個人により運営される事業が特定化 されるいかなる情報。
- (4) この節において情報を得た者が、こ の節の規定に違反して、開示を行った場合、 次の罰則が課せられる:
- 法定の最高額を超えない、略式の罰 金刑
- (b) 2年を超えない期間の禁固刑、又は 罰金刑、又はその両方、の告訴による刑罰
- (5) この節において、貿易産業省、国家 統計局と参照された部分には、同様の機能 を果たす、北アイルランド政庁の省庁、又 はスコットランド政庁の省庁も含む。
- (注) 2007年の統計及び登録サービス法に より、付加価値法第 91 節の条項中、国家統 計局から統計委員会(Statistics Board)な どの改正はなされる。

- (2) 次の第3項にしたがって、政府省庁 | (ii) 事業者 (business person、その者が 同時に雇用主か否かに関係なく)に関する
 - (A) その者の名称(氏名)及び所在地(住
 - (B) 事業の名称及び記述の情報
 - (BA) 研究開発活動に関する周期的調査 の実施に際して、豪州統計局長が要請する、 又は実施に関連する、事業に関する情報
 - (C) 産業に関する周期的調査の実施 に際して、豪州統計局長が要請する又は実 施に関連する、事業の粗受領高に関する情 報 及び
 - (D) 豪州国民経済計算の編集に際し て、豪州統計局長が要請する又は編集に関 連する、事業に関する情報

備考